

令和 2 年 3 月 12 日

多田 雅史 様

お 知 ら せ

今般、当機構へ請求のございました副作用救済給付につきましては、下記のとおり受理しましたのでお知らせ致します。

記

給付請求の種別	受理（請求）年月日	請求者の氏名 番 号
医療費 医療手当 障害年金	令和 2 年 2 月 13 日	多田 雅史 25243

支給の可否の決定につきましては、文書をもってご通知申し上げます。なお、医学・薬学的判断等のため、追加・補足資料をお願いする場合がございます。その際には、お手を煩わすこととなりますが、よろしくお願い致します。

なお、請求に係る情報（請求者の個人情報を除く。）は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第68条の10第3項の規定に基づき、安全対策に利活用されます。

また、決定までの標準的事務処理期間は8ヶ月となっておりますが、これは期限をお約束するものではなく、8ヶ月以上を要する場合もありますので、ご承知おきください。

なお、副作用とみられる疾病について係争中とのことですが、参考のため、終決しましたら当機構まで資料のご送付をお願いいたします。

医薬品副作用被害救済制度について

副作用救済給付の対象となる健康被害は、医薬品等を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病（入院治療を必要とする程度のもの）です。

入院治療を必要とする程度の医療とは、基本的には入院治療が行われた場合ですが、必ずしも入院された場合に限定されるものではなく、入院治療が必要であるが、諸事情によりやむを得ず入院相当の治療を外来通院により行われているときには、救済の対象となる場合があります。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部 給付課 副作用給付第一係

TEL 03-3506-9413